

1 件名 三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が令和5年度中（令和6年3月予定）に導入される。生活保護法に基づく事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において規定されているため個人番号（マイナンバー）を利用することができるが、外国人の保護については、生活保護法に準じる事務となっていることから、番号法の適用対象外であり、外国人の個人番号を利用可能とするため、独自利用事務として条例で定める必要がある。

3 条例の内容

- (1) 独自利用事務として外国人に対する生活保護の事務を別表に規定する。
- (2) (1) の事務に係る庁内連携により利用する特定個人情報として「地方税に係る情報であって規則で定めるもの」を別表に規定する。

4 施行期日

公布の日